



平成 30 年 5 月 21 日

各 位

上場会社名 L C ホールディングス株式会社  
代表者 代表取締役社長 青山 英男  
(JASDAQ・コード 8938)  
問合せ先 管理部部長 福島 満則  
(TEL 042-565-2115)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 5 月 21 開催の取締役会において、平成 30 年 6 月 27 日開催予定の第 26 回定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議する事を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 1. 定款変更の目的

- 1) 当社事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款 第 2 条（目的）につきまして事業目的を追加するものであります。
- 2) グループ会社相互の連携強化と業務効率化のため、現行定款第 3 条（本店の所在地）を変更するものであります。

### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 平成 30 年 6 月 27 日  
定款変更の効力発生日（予定） 平成 30 年 6 月 27 日

以 上

(別紙)「定款変更の内容」

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 (条文省略)	(目的) 第2条 (条文省略)
1~35(条文省略)	1~35(現行どおり)
(新 設)	<u>36 医療機関・福祉施設・薬局及びそれに関する機 関の経営コンサルティング業務</u>
(新 設)	<u>37 医療機関・福祉施設・薬局の経営管理指導及び業 務の受託</u>
(新 設)	<u>38 医療機関の合併・提携及び営業権・有価証券の譲 渡に関する指導・仲介・斡旋の業務</u>
(新 設)	<u>39 病院及び診療所(又は医療機関)の企画・設計・ 経営に関する業務</u>
(新 設)	<u>40 医療機関及び在宅患者並びに在宅要介護者への給 食事業</u>
(新 設)	<u>41 医療機関・福祉施設・薬局及びそれに関する施設 の新設・増改築に関する調査・企画・立案・設 計・監理・施工の業務及びその仲介・斡旋の業務</u>
(新 設)	<u>42 金銭の貸付、融資の斡旋、保証に関する業務及び 債権の買取業務</u>
(新 設)	<u>43 生命保険会社及び損害保険会社に対する特定金融 商品取引業務の委託の斡旋及び支援</u>
(新 設)	<u>44 損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づ く保険代理業</u>
(新 設)	<u>45 生命保険の募集に関する業務</u>
(新 設)	<u>46 調剤薬局の経営</u>
(新 設)	<u>47 ドラッグストアの経営</u>
(新 設)	<u>48 医薬品・医薬部外品・毒物・劇物・麻薬・輸血用 血液及び薬用酒類の販売</u>
(新 設)	<u>49 化粧品・衛生用品及び日用雑貨の販売</u>
(新 設)	<u>50 医療・通信・放送・電気・精密・防災・厨房・空 調・事務用機器及び設備並びにコンピュータ、ソ フトウェア、自動車、船舶、広告用構築物、什器 備品、家具及びインテリア用品などのリース・賃 貸借並びに売買(割賦販売を含む。)</u>
(新 設)	<u>51 有料職業紹介事業</u>
(新 設)	<u>52 労働者派遣事業</u>
(新 設)	<u>53 病院、薬局、在宅患者及び在宅要介護者への医療 品・医薬品輸送業務</u>
(新 設)	<u>54 病院、薬局、在宅患者及び在宅要介護者の介護、 介護補助受託業務</u>
(新 設)	<u>55 訪問看護、訪問介護及び在宅介護支援</u>
(新 設)	<u>56 介護用品の販売、賃貸及び斡旋に係わる業務</u>
(新 設)	<u>57 医療機関の医薬品、診療材料等の販売及び管理業 務の受託</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>58 臨床検査業務</u>
(新 設)	<u>59 一般廃棄物及び産業廃棄物の収集・運搬並びに処理に関する業務</u>
(新 設)	<u>60 書籍の出版及び販売事業</u>
(新 設)	<u>61 コンビニエンスストアの経営</u>
(新 設)	<u>62 有料老人ホームの経営及び運営受託</u>
(新 設)	<u>63 有価証券、不動産、その他の財産権の保有、売買、運用、投資に関する業務</u>
<u>36(条文省略)</u>	<u>64 (現行どおり)</u>
(本店の所在地) 第3条 当会社は、本店を東京都東大和市に置く。	(本店の所在地) 第3条 当会社は、本店を <u>東京都港区</u> に置く。
(新 設)	<u>附 則</u> <u>第3条の規定変更は、平成30年6月27日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとし、本附則は、本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。</u>